法律第四十一号

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律

（公認会計士法の一部改正）

第一条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の四　外国監査法人等（第三十四条の三十五―第三十四条の三十九）」を「第五章の四　上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則（第三十四条の三十四の二―第三十四条の三十四の十四）　第五章の五　外国監査法人等（第三十四条の三十五―第三十四条の三十九）」に、「第五章の五」を「第五章の六」に改める。

第三条中「二年」を「三年」に改める。

第四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第二十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

第四条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第三十四条の十の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により特定社員の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

第五条中「。第八条」を「。同条」に改める。

第十六条の二第六項中「第二十条まで」の下に「、第二十一条（第一項を除く。）」を加える。

第十七条中「その他」を「又は勤務先その他の」に改める。

第十九条第三項中「及び第三十四条の十の十四第二項」を「、第三十四条の十の十四第二項及び第四十四条第一項第九号」に改める。

第二十一条第一項中「次の」を「公認会計士の登録」を「その登録」に改め、同項第一号及び第二号中「公認会計士が」を削り、同項第三号中「公認会計士が」を削り、「第四条各号」の下に「（第五号の二を除く。）」を加え、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

一　不正の手段により登録を受けたとき。

二　心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

三　内閣府令で定める期間以上の期間にわたり第二十八条に規定する研修を受けていないとき（内閣府令で定める場合を除く。）。

四　二年以上継続して所在が不明であるとき。

第二十一条第三項中「第十九条第四項」を「前項第一号から第三号までの規定による登録の抹消については第十九条第四項」に、「は、第一項第四号」を「を、前項第四号」に改め、「ついて」の下に「は同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ」を加え、「同条第三項」を「同項」に改める。

第二十一条の三中「、第二十一条第一項第一号」の下に「若しくは第二項第二号若しくは第四号」を加える。

第三十四条の二の二第一項中「、次章」を「から第五章の四まで」に改める。

第三十四条の十の八中「第三十四条の十の十第七号及び第八号」を「第三十四条の十の十第六号の二から第八号まで」に改める。

第三十四条の十の十第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第二十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

第三十四条の十の十第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第三十四条の十の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

第三十四条の十の十第十号中「第三十四条の十の十四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により特定社員の」を「その」に改める。

第三十四条の十の十四第一項中「次の」を「特定社員が次の」に、「登録」を「その登録」に改め、同項第一号及び第二号中「特定社員が」を削り、同項第三号中「特定社員が」を削り、「第三十四条の十の十各号」の下に「（第八号の二及び第十二号を除く。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

一　不正の手段により登録を受けたとき。

二　心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三　二年以上継続して所在が不明であるとき。

第三十四条の十の十四第三項中「第三十四条の十の十一第三項」を「前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第三十四条の十の十一第三項」に、「は、前項」を「を、前項第三号」に改め、「ついて」の下に「は同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ」を加え、「同条第三項」を「同項」に改め、同条第四項中「第一項第一号」の下に「又は第二項第二号若しくは第三号」を加える。

第三十四条の十一第一項第二号中「有する者」の下に「（その配偶者のみが当該関係を有する場合にあつては、当該会社その他の者の財務書類について当該監査法人の行う第二条第一項の業務に関与する者その他の政令で定める者に限る。）」を加える。

第三十四条の十三第二項中「第四十四条第一項第十二号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号」を「第四十四条第一項第十三号及び第四十六条の九の二第一項」に改める。

第五章の五を第五章の六とし、第五章の四を第五章の五とし、第五章の三の次に次の一章を加える。

第五章の四　上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則

（登録）

第三十四条の三十四の二　公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿への登録（以下この章（第三十四条の三十四の六第一項第二号ハ及び第三号ハ並びに第三十四条の三十四の八第二項第二号及び第三号を除く。）において単に「登録」という。）を受けなければ、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この章において「上場会社等」という。）の財務書類について第二条第一項の業務（金融商品取引法第百九十三条の二第一項及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。以下この章において同じ。）を行つてはならない。

（名簿）

第三十四条の三十四の三　上場会社等監査人名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

（登録の申請）

第三十四条の三十四の四　登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

一　公認会計士　次に掲げる事項

イ　氏名

ロ　生年月日

ハ　事務所の所在地

ニ　上場会社等の財務書類について共同して第二条第一項の業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人の氏名若しくは名称又は当該業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士の氏名その他内閣府令で定める事項

ホ　その他内閣府令で定める事項